―　立候補届出に関する注意事項　―

第１章　立候補の届出について

１．届出の方法

ア　本人が届出する場合（自薦）

イ　他人を候補者に推薦しようとする者が届け出る場合（推薦）

２．届出をすることができる期間

選挙の期日の告示日（１月９日）の１日間です。

３．届出は、必ず文書でしなければなりません。

４．郵便で届出をすることはできません。

５．受付する時間は、午前８時３０分から午後５時までです。

６．受付する場所は、次のとおりです。

　　　　古宇郡泊村大字茅沼村字臼別１９１－７　泊村役場　２階　大会議室

７．受付の順序について

ア　立候補届の受付をする順序は、受付事務の迅速化と公正を期するため、告示日（１月９日）の午前８時１５分までに参集された方について、「くじ」により決定します。

(ｱ) 　最初に「くじ」を引く順序を決める「くじ」を行います。

(ｲ) 　(ｱ) の「くじ」の次に、立候補届の受付の順序を決める「くじ」を行います。

イ　告示日（１月９日）の午前８時１５分以降に参集された方の受付の順序は、(ｲ)による最後の「くじ」を引き当てた方の次になります。（２人以上のときは、到着順となります。）

第２章　立候補の届出に必要な書類について

１．「候補者本人が届出する場合」に必要な書類

ア　候補者の届出書

イ　供託証明書

ウ　宣誓書

エ　所属党派証明書（政党その他の政治団体に所属する候補者のみ）

オ　戸籍の謄本又は抄本

カ　通称認定申請書（通称使用の認定を受けようとする候補者のみ）

２．「推薦人が届出する場合」に必要な書類

ア　候補者の推薦届出書

イ　候補者の推薦届出の承諾書

ウ　選挙人名簿登録証明書

エ　供託証明書

オ　宣誓書

カ　所属党派証明書（政党その他の政治団体に所属する候補者のみ）

キ　戸籍の謄本又は抄本

ク　通称認定申請書（通称使用の認定を受けようとする候補者のみ）

３．その他

ア　代理人が届出をするときは、立候補届出代理人証明書を持参してください。

イ　印鑑は、必ず持参してください。届出書類を訂正する場合に使用します。

ウ　届出書及び必要な書類は、あらかじめ、泊村選挙管理委員会事務局で以下の日程で事前審査を受けてください。

日　　時　１２月２５日（月）　午前９時～午後５時

審査時間を調整しますので、来庁される日時が決まりましたら事前に選挙管理委員会へご連絡願います。

第３章　立候補届出書の記載上の注意事項について

１．候補者本人が届出する場合

ア　候補者の届出書

(ｱ) 「候補者」の氏名は、戸籍謄（抄）本に記載されている氏名を正確に記載し、必ず「ふりがな」をつけてください。

なお、戸籍簿記載の氏名に対応する常用漢字表及び人名用漢字別表に掲げる字体を使用して届け出ることは差し支えありません。

（例）　「濱」、「澤」──→　「浜」、「沢」

(ｲ) 「本籍」、「住所」及び「生年月日」欄は、被選挙権の有無の判定上必要なものですから、正確に記載してください。

なお、「生年月日」のかっこ内には、選挙期日（１月１４日）における満年齢を記載してください。

(ｳ) 「党派」欄は、立候補届出に添付する「所属党派証明書」に記載されている政党その他の政治団体(以下「政治団体」という。)の名称を正確に記載してください。

なお、次の事項に注意願います。

ａ　政治団体の名称は、一つより記載することができません。

ｂ　「所属党派証明書」をお持ちでない方は、「無所属」と記載してください。

ｃ　政治団体の名称が、字数２０字を超える場合には、「当該政治団体の名称（団体の正式な名称）」と併せて字数２０字以内の略称を「（略称）何々」と記載してください。

(ｴ）「職業」欄は、なるべく詳細に記載して下さい。例えば単に「会社員」と書かないで、「何々会社社員」と記載して下さい。また、兼職を禁止している職にある者については、その職名を書いて下さい。

イ　宣誓書

公職の候補者となろうとする方は、虚偽の宣誓をした場合において、処罰の対象となりますから注意してください。

ウ　所属党派証明書

(ｱ) 　政治団体に所属する候補者として立候補の届出をする場合に提出してください。

(ｲ) 　無所属で立候補される方は、提出の必要はありません。

(ｳ) 　この証明書は、当該政治団体の本部の総裁、会長、委員長その他これに準ずる地位にある方が発行したものでなければなりません。

エ　戸籍の謄本又は抄本

戸籍の謄本又は抄本は、立候補届出に記載された「候補者の氏名」が、戸籍上の氏名であること等を証明するためのものですから、最近のものを添付してください。

オ　通称認定申請書

(ｱ) 　通称認定の申請

立候補の届出の告示等に通称の使用を希望される方は、立候補の届出と同時に選挙長に対し通称認定の申請を行い、その通称が本名（戸籍名）に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足りる資料を提示してください。

(ｲ) 　通称であることを証する資料

ａ　公の機関の発行した書類

ｂ　信　書（手紙又は葉書等）

ｃ 著　書

ｄ　その他

(ｳ) 　通称認定書の交付

選挙長が通称の認定をしたときは、直ちに認定書を交付します。

(ｴ) 　氏名をかな書きにする場合の取扱い

戸籍上の氏名を通常の読みに従って、かな書きとする場合にも、通称認定申請書を提出してください。

なお、この場合には、通称であることを証する資料の提示は不要です。

２．推薦人が届出する場合

ア　候補者の推薦届出書

届出書は、前記（１）アに準じて記載してください。

イ　候補者の推薦届出の承諾書

推薦届出書には、公職の候補者となろうとする方の承諾書が必要です。

ウ　選挙人名簿登録証明書

推薦届出書には、推薦届出人が、当該選挙が行われる選挙区の区域内の選挙人名簿に登録されていることを証する証明書を添付してください。

エ　宣誓書

オ　所属党派証明書　　　　「候補者本人が届出する場合」と同じ。

カ　戸籍の謄本又は抄本

キ　通称認定申請書

第４章　供託について

１．供託証明書

「立候補しようとする方」又は「他人を候補者として届け出ようとする方」は、法務局（支局）に供託しなければなりません。

２．供託の金額

候補者１人について、５０万円（現金又はこれに相当する額面の国債証書）です。

３．供託物の没収

ア　候補者の得票数が有効投票総数の１０分の１に達しないとき

イ　候補者が当該候補者たることを辞退したとき

ウ　公務員となったため立候補の辞退とみなされる場合に該当するに至ったとき

エ　立候補の届出が被選挙権のない者の立候補の禁止及び重複立候補の禁止の規定により却下されたとき

４．供託物の返還

ア　候補者が選挙期日における投票所を開くべき時刻（午前７時）までに死亡した場合

イ　候補者の得票数が有効投票総数の１０分の１を超える場合

ウ　無投票当選の場合

エ　選挙の全部が無効となった場合

５．その他

供託についての詳細は、札幌法務局倶知安支局にお尋ねください。

第５章　立候補の辞退届出について

候補者が辞退することができるのは、選挙の期日の告示日（１月９日）の午前８時３０分から午後５時までです。届出は、候補者本人が文書でしなければなりません。

第６章　立候補の資格及び禁止事項

１．立候補の資格

（１）被選挙権があること。

日本国民であって、年齢満２５年（選挙の期日により算定）以上の者で次の欠格事項に該当しない者であること。

ア　禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

イ　禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）

ウ　公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられ、実刑期間経過後５年間（被選挙権は１０年間）を経過しない者。または刑の執行猶予中の者

エ　選挙に関する犯罪で禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者

オ　公職選挙法等に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者

カ　政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている者

（２）立候補の禁止

ア　選挙権のない者の立候補の禁止(法86の8)

　犯罪等により被選挙権を有しない者は、候補者となることができません。

イ　重複立候補の禁止

　(ｱ) 　一つの選挙において公職の候補者となった者は、同時に他の選挙における公職の候補者となることができません。(法87)

　(ｲ) 　統一地方選挙においては、都道府県の議会議員及び長又は指定都市の議会議員及び長の選挙に立候補した者は、当該選挙区の全部又は一部を含む区域の市町村の議会議員及び長の選挙には立候補できません。（特例法５）

（３）立候補の制限

ア　選挙事務関係者

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中その関係区域内で立候補することができません。（法86の４、令89）

イ　公務員

国若しくは地方公共団体の公務員は、在職中、一部の者を除き候補者となることができません。これに該当する者が立候補した場合には、その届出の日に当該公務員を辞したものとみなされます。（法89、90）

ウ　連座に伴う立候補制限

選挙において候補者と一定の関係にある者が買収等の罪を犯し、刑に処せられた場合、連座制が適用されない場合等を除き、５年間、同じ選挙で、同じ選挙区から立候補することはできません。（法251の２、251の３）